

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:http://task-legal.or.jp



★今号のTOPIC★ 医療法人の剰余金の配当禁止について

医療法人は、非営利的な性質を有するため、医療法で剰余金の配当が禁止されています。では、具体的にどのような行為が剰余金の配当に当たるのでしょうか。聞いたことはあるけれど、正しく説明できないという方もおられると思います。知らずに行っていた行為が、実は、法律に違反していた、ということにならないように、今号で、どのような行為が剰余金の配当に当たるのか、ご確認いただけますと幸いです。

【1. 根拠法令】

◎医療法第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

「剰余金の配当」とは、利益を医療法人の役員や社員（社員総会の構成員）に対して分配することを指しています。これを禁止されることにより、医療法人は、収益を生じた場合には、①医療機器の購入や施設の整備・改善、②法人の職員に対する給与の改善等に充てるほか、全て③積立金として留保すべきこととされています。また、直接の配当ではなくても、事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されています。



【2. 剰余金の配当とみなされる行為例】

①医療法人の役員等の地位にあることに基づいて給与等を支払うこと、又は他の従業員より過大な給与等を支払うこと。

日々の法人運営に参加が困難な方を医療法人の役員とし、その地位にあることのみを理由として、職責や法人への貢献度を無視した高額な役員報酬を支払っていませんか？また、仕事の内容は変わらないのに、他の従業員に比べて、高額の給与の支払いをしていませんか？このような説明のつかない過大な報酬や給与の支払は、剰余金の配当とみなされます。

②医療法人の余裕金を法人関係者の行う事業に運用していること。

医療法人の関係者が役員を務める会社（MS法人）に対して、通常より高い取引対価を支払ったり、近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料を支払っていませんか？こうした行為は、法人関係者に対して、間接的に剰余金を配当しているとみなされます。

なお、医療法人の役員が医療法人と取引関係にある会社の役員を兼務することは適当でないとしており、たとえ適正な対価での取引関係にあったとしても、行政によっては、役員の兼務の解消を指導されることがありますので注意しましょう。

③医療法人の財産を居住、担保、その他の私事に利用させること。

医療法人の社宅と称して、医療法人名義の建物を役員専用の住居としたり、医療法人名義の不動産を法人関係者のローンの担保に提供したりしていませんか？社宅は、本来福利厚生の一環として社宅規定等に基づいて従業員に住宅を提供するものです。特定の役員のための住居とすることはできません。

また、法人関係者の個人的なローンの担保に医療法人の不動産を提供してはいけません。ローンの返済が滞った場合、不動産が差し押さえのうえ換価されるおそれがあり、医療法人の財産で個人のローンの返済に充てるのと同じ結果となってしまいますからです。

④その他

医療法人の財産を無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること、金銭等の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること等も不当な利益の供与として剰余金の配当とみなされます。

医療法人の財産は、医業の充実に充てることを目的としています。上記のような不適切な財産の処分がなされないように注意しましょう。

【3. 違反すると罰則があります。】

剰余金の配当禁止に違反すると、医療法第93条第1項第8号により、20万円以下の料金が科されます。地域医療に永続的に貢献していくという医療法人制度の目的を実現するためには、医療法人が、医療の質を向上させ、安定的な財政基盤を確保することで、その経営を確立していく必要があります。剰余金の配当はその実現を阻害する行為として、法律で禁止されているのです。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「相続土地国庫帰属制度について」

